

【保護者の皆様へ】緊急事態宣言に伴う薬学実務実習の対応について

東京都及び3府県に緊急事態宣言が発出されることになりました。本学では、文部科学省ならびに関東一円の薬学生の学外実務実習を統括する組織である関東地区調整機構の方針に基づき、5年次の薬学実務実習を実施しております。薬学実務実習は、薬剤師国家試験受験資格の必須要件とされており、本学教職員一同、学生の安全を図りながら要件を満たすことを最優先課題として尽力しております。

4月22日付で関東地区調整機構より発出された通知では、実習施設において実習継続可能との判断がなされた場合は、これまで通りの感染対策を十分に行ったうえで臨地実習を行う旨が明記されておりますので、引き続き実習施設と緊密に連携を取りながら、薬学実務実習を実施してまいります。

昨年度、及び今年度第1期の全実習を通じて、本学実務実習学生のCOVID-19感染者は一人も出ておりません。これはひとえに保護者の皆様のご理解はもちろんのこと、実習生各自の薬学生としての自覚ある行動・体調管理によるものと考えております。さらに、実習施設での周到な感染防御対策に加え、安全性が確保されない可能性のある実習項目については代替の方略を以て学修上の不利が生じない体制が整えられていることにほかなりません。

今後、さらなる情勢の変化は不可避ですが、実習施設内(実地)における実習継続に際し、地域・実習施設の状況により実習施設内での実習への対応が必要となった場合には、即座に実地での実習は見合わせ、やむを得ない場合にのみ認められているWeb等による遠隔実習での対応といたします。Web等による遠隔実習になった場合においても、実習の単位認定要件を確保できる進め方で実施しますので、薬剤師国家試験の受験資格に不利が生じることは一切ありません。

今後も実習学生の安全の確保を第一義に、実習施設と緊密な連携をとり、薬学実務実習を進めてまいりますので、ご賢察の上、ご協力・ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

明治薬科大学

学長 越前宏俊

学外実務実習委員会

実務実習支援課

(jisshu△my-pharm.ac.jp)

* △の箇所には@を入れてください。